

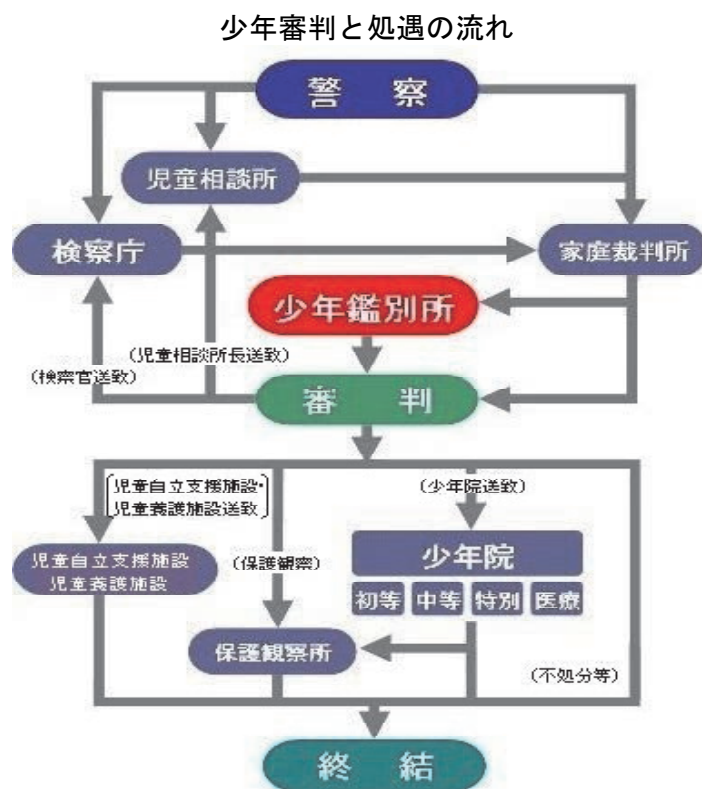
少年院と少年鑑別所を視察して

— 少年矯正に重要な役割を担う二つの施設 —

法務委員会調査室 高木 和博

1. はじめに

本年9月24日と同月25日の二日間、矯正行政及び更生保護事業等に関する実情調査を目的として、筆者を含む当室3名の調査員で、兵庫県内の少年院¹、少年鑑別所²、刑務所等を視察させていただく機会を得た。そこで本稿では、少年院法の全面改正と新たな少年鑑別所法の制定を控え、今後、更に少年矯正に重要な役割を担う加古川学園・播磨学園と神戸少年鑑別所の視察結果を、少年院法の改正等に向けたこれまでの動きと併せて御紹介したい。



(出所) 法務省 (http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse06.html)
法務省ホームページ掲載画像を一部筆者加工

2. 各施設の紹介

(1) 加古川学園・播磨学園

ア 所在地

加古川学園・播磨学園は加古川市にあり、JR神戸駅から電車と車を乗り継いで1時

間ほどの緑豊かな場所にある少年院である。播磨学園は加古川学園の分院であり、両少年院は、庶務課と医務課を共通にすることで合理化・充実化を図っている施設である。加古川市には、この二つの少年院のほか、加古川刑務所と播磨社会復帰促進センターという二つの刑務所があるが、人口約 27 万人ほどの都市に四つの矯正施設がある都市は、全国を見渡しても加古川市しかない。

イ 施設の沿革・概要

加古川学園と播磨学園は、もとはそれぞれ独立した二つの少年院で、昭和 24 年に加古川学園が現在地（もとは現在、播磨社会復帰促進センターのある場所）で、播磨学園は神戸市兵庫区で開設された。その後、昭和 41 年に播磨学園は加古川市の現在地に移転し、同学園は先進的な教育を行う短期の少年院として一目を置かれていた。

一方、加古川学園は全国で 4 か所ある大型特殊自動車の運転免許が取得できる施設の 1 か所でもあり、広大な農場を利用した農業を中核とする指導を行っていたものであるが、行政改革による人員削減が行われる中、両者を本院・分院とすることで人員を合理化し、浮いた人員を教育に当てて更に充実させようと、平成 12 年に播磨学園の加古川学園分院化が実現したものである。このことで、炊事場などこれまで二つの少年院にそれぞれ設けられていたものを一つにまとめることができ、スケールメリットを得られるなど、様々な面で合理化を図ることができるということであった。

加古川学園・播磨学園 外観



(出所) 法務省『全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧』
(http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html)

加古川学園・播磨学園は庶務課と医務課が共通であるが、教育部門は別にあり、プール以外の体育館や運動場は加古川学園と播磨学園にそれぞれ一つずつ造られており、教室棟も 2 階が加古川学園、1 階が播磨学園というように分かれている。そして、加古川学園は緑、播磨学園は青で色分けされており、敷地内全体で加古川学園と播磨学園の少年がお互いに顔を会わすことのないような造りとなっている。

加古川学園は、職員数 76 名、収容定員 180 名、9 月 25 日の視察時点での収容者数 141 名、播磨学園は、職員数 30 名、収容定員 120 名、9 月 25 日の視察時点での収容者数 18 名である。

ウ 処遇対象・非行名の特徴

加古川学園は、種別上、初等（心身に著しい故障のない、おおむね 12 歳以上おおむ

ね 16 歳未満の少年を収容)・中等(心身に著しい故障のない、おおむね 16 歳以上 20 歳未満の少年を収容)少年院に分類されているが、対象少年はおおむね 17 歳 6 月以上の者である。収容区分は長期処遇の施設であり、標準教育期間は、新入時教育 2 か月、中間期教育 6 か月、出院準備教育 3 か月の合計 11 か月である。ただし、長期処遇の場合、必要があれば 11 か月を超えて入院させることがあるが、その場合でも 2 年間を限度としている。

他方、播磨学園は、加古川学園と同じく初等・中等少年院に分類されるが、こちらも対象少年はおおむね 17 歳 6 月以上の者である。収容区分は平成 20 年 8 月から一般短期処遇の施設となり、標準教育期間は、新入時教育 1 か月、中間期教育 2 か月、出院準備教育 2 か月の合計 5 か月である。

次に非行名であるが、加古川学園、播磨学園とも、成人と比べると覚せい剤事犯が非常に少ない。そして、加古川学園では恐喝が多いが、播磨学園では非行性が進んでいる少年が行うような非行名が少ないのが特徴である。なお、大阪はひったくり犯が多いが、少年は盗んだバイクを無免許運転していることが多く、この場合、少年は道路交通法違反では立件されず窃盗で立件されるため、件数には現れないが、実際には道路交通法違反にも該当する者が多いということである。

エ 教育内容

加古川学園では、職業補導として、農耕・園芸・溶接(溶接は院内唯一の屋内作業とのこと)・建設機械運転を実施している。園芸に関しては、花を種から育てていくことで、それだけでも少年たちの自信につながっているとのことである。そして、院内では高校卒業資格や危険物取扱者の資格認定を取得することもでき、これらの資格を取得させることで少年に自信が付き、危険物取扱者乙種第 4 類の資格試験などは難しい試験であるが、院内の受験者は合格率が高いとのことである。また、職業補導以外では、セラピードッグを使って心を閉ざしている少年たちに働きかけるアニマルセラピーを実施している。

他方、播磨学園では、職業補導として、農耕・園芸のほか、出院準備教育期間である最後の 2 か月間で、短期処遇の一番の特徴でもある院外委嘱職業補導を実施しており、職員の付添いなしで、飲食店、製造業、特別養護老人ホームでの清掃活動及び介護器具の修繕といった仕事を実際に体験させているとのことである。また、職業補導以外では、保護者参加型の行事として、親と子の交流の在り方・接し方について話す保護者セミナーや、少年の幼児期や小学校、中学校での出来事を親子で話題として出し合って対話する親子参加型授業(ワークショップ)など、新入時、中間期、出院準備の各期間に応じた保護者会を行っている。

その他、加古川学園・播磨学園では、誕生会、成人式、観桜会、クリスマス会、サッカー大会、水泳大会、体育祭などの行事を通して、ルールを守ること、みんなで一つのことを成し遂げる達成感、成功したという成就感を経験させることで、少年たちに教科書に書いてあることを教えるだけでは埋めることのできない隙間を埋められるよう、様々なことを試みているとのことであった。

なお、加古川学園・播磨学園には、家族、学生、研究者などが見学に来るが、院内には広報ブースが設けられており、そこでは、少年たちの居室、食事、被服などが紹介されていたり、少年たちが書いた書道などの作品が飾られていた。また、視察した日は、加古川学園では、播磨町の更生保護女性会による9月誕生日の少年10名の誕生会が開かれており、そこで少年たちは皆笑顔で女性会の方と歓談していた。なお、播磨学園でも同様に2名の少年の誕生会が行われていた。

オ 小括

現在、少年院法の改正法案等が準備されているが、加古川学園・播磨学園としては、できるだけ早く法律が成立することを希望しているし、法律が施行された時点でこれまでの少年院における処遇が激変することのないよう、現行法で可能な範囲で新しい法律の趣旨を採り入れながら、今から少しずつ準備を進めているところであるということであった。

最後に、来年度、加古川刑務所、岩国刑務所、高知刑務所及び大阪拘置所の4施設では、食事作りを民間委託する話も出ているため³、少年院でも民間委託を考えられているのか学園長に尋ねたところ、少年院は非行に至った原因を探り、非行の態様・原因ごとに指導して改善・更生させることが目的のため、法務教官がそれぞれ専門性をいかしながら教育を行っているし、例えば、食育等の観点から炊事を少年に担当させることも、少年院にとっては一つの教育場面となっている。そのため、現時点において、いずれの業務を切り離して民間に委託するかということについて結論を出すのは、なかなか難しいということであった。

(2) 神戸少年鑑別所

ア 所在地

神戸少年鑑別所は神戸市兵庫区にあり、JR神戸駅からバスで約7分、神戸家庭裁判所から徒歩約1分ほどの、住宅やマンションが建ち並ぶ住宅街の一画にある。

神戸少年鑑別所 外観（全体）



(出所) 筆者撮影 (平成25年9月24日)

神戸少年鑑別所 外観（外塀）



(出所) 筆者撮影 (平成25年9月24日)

イ 施設の沿革・概要

神戸少年鑑別所は、全国に52か所ある少年鑑別所の一つで、旧施設は、昭和26年に

旧神戸証券取引所が使用していた大正 10 年建築のドーム型の建物を改装したものであるが、老朽化のため施設を新営することとなり、現在の施設は、昭和 60 年に施設全体を改築したものである。その後、平成 7 年に阪神・淡路大震災により被災し、敷地が池の跡地で液状化が見られたため、約 1 年ほどかけて修復を行い、現在に至っている。

職員数は 42 名、収容定員は 120 名で、9 月 24 日の視察時点での収容者数は 37 名ということであった。

神戸少年鑑別所は、神戸家庭裁判所の本庁及び姫路、尼崎、洲本、豊岡の 4 支部の事件を扱っているが、裁判所別人員構成比は、本庁が 50 %以上を占めており、次いで姫路、尼崎の順に高く、洲本及び豊岡は二つ合わせても 5 %程度である。なお、昔は姫路よりも尼崎の方が多かったが、現在は姫路の方が多くなっている。

収容者数について、近年は、少子化や少年非行の沈静化もあり、戦後第 4 のピークである平成 15 年以降減少傾向にあり、平成 21 年からは 1,000 名を下回る収容状況にある。なお、平成 24 年はやや増加して 926 名（うち男子 843 名、女子 83 名）であったが、平成 25 年は 9 月 23 日までで 598 名と、昨年と同じ日よりも 54 名少ない。また、勾留に代わる観護令状による入所人員がここ 10 年ほど増加傾向にあるということであった。

なお、月別の入所人員は非常に波があり、平成 24 年は 6 月と 11 月が特に多かったが、これは毎年同じような傾向であるということであった。

ウ 非行名の特徴等

非行名の特徴は、全国の少年鑑別所と同じ傾向で、平成 24 年は、窃盗、傷害、道路交通法違反の順に多く、これら三つの非行名で約 7 割を占めている。

学歴別では、高校在学中が一番多く、次いで中学在学中と、在学中の収容者が多いのが特徴である。

非行の形態は、最近は単独犯が増加している。また、保護者の構成としては、ここ 15 年で、実父母の割合が 6 割から 4 割へと減少しており、その代わりに実母のみの割合が増加している。

エ 少年の生活状況

少年の生活態度等を見ると、職員の指示に従って問題なく生活できる少年が多いが、中には、心身の不調を繰り返し訴える少年、投げやりな生活態度を続ける少年、職員に対して反抗的・挑発的な態度を取り続ける少年、非行の原因を友人や親のせいにする少年等もいるということであった。また、以前は、神戸少年鑑別所内で食事を作っていたが、現在は外部の業者を活用しているということであった。

なお、少年鑑別所は、審判まで少年を落ち着いて生活させる場所であり、少年鑑別所での生活は、およそ 1 か月ほどの短い期間ではあるが、少年たちは自分のことを考える時間を十分に取ることができるため、ここで少年自らが様々なことを学び取り、この場所を再出発の場所とする者もたくさんいるということであった。また、入所時の少年は、読書を全くしたことのない少年がほとんどであるが、少年鑑別所では、テレビは決まった時間に見ることとなっており、携帯電話も使用できないこともあってか、少年鑑別所で読書を始める者もあり、それが自己発見の大きな機会となっているということであっ

た。

オ 募集参観

募集参観は、地元の方や関係機関の方等に少年鑑別所を知っていただくための広報活動の一つである。平成 24 年は、最近、中学生の入所少年が増加傾向にあることもあり、その指導に苦慮している地元中学校の生徒指導担当の教員に対して実施したが、平成 25 年は、10 月 31 日に神戸家庭裁判所の募集参観に合わせて実施する予定ということであった。なお、更生保護女性の会や地元の大学・学校関係者からは、毎年、多くの方が参観に来ているが、平成 24 年は更生保護女性の会を中心とする保護関係者が 14 件 374 名、大学院生等を中心とする学校関係者が 10 件 223 名来所しており、その際は神戸少年鑑別所の概況や非行少年の状況説明を行うなどしているということであった。

カ 小括

神戸少年鑑別所の周りにはすぐ近くにマンションも建っているところ、同少年鑑別所では、周りの地域住民の方とコミュニケーションを取り、少年鑑別所の取組や施設の透明性を理解していただくため、地域のお祭りや集会場所に敷地を利用してもらったり、自治会の総会に出席したり、広報活動を行うなど、職員全員で日々努力をしているということであった。これは、神戸少年鑑別所に限られたことではなく、今回、私が視察させていただいた他の各施設も同様であり、各施設とも、広報活動等に非常に力を入れられていると感じられた。

3. 少年院法の全面改正と新たな少年鑑別所法の制定について

現在、法務省において、少年院法の全面改正と新たな少年鑑別所法の制定に向けた準備が進められている。そこで、少年院法の改正等に向けたこれまでの動きを簡単にではあるが、御紹介したい。

現行少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）は、昭和 24 年 1 月 1 日の施行後、これまで抜本改正のないまま 60 年以上が経過しており、その内容は概括的・包括的で、中でも少年鑑別所を規律する規定にあっては、わずか数か条が置かれているのみであった。その後、少年院法同様、行刑制度の根幹のみを定め、実際の運営においては、多くの訓令、通達などの行政上の措置で補われていた監獄法（明治 41 年法律第 28 号）が全面的に改正され⁴、少年院法についても法務省内で検討が行われていた。そして、平成 21 年 4 月に発覚した広島少年院における不適正処遇事案を契機として、少年院・少年鑑別所が直面している諸課題についての検討が更に本格化し、平成 21 年 12 月 11 日、「少年矯正を考える有識者会議」が立ち上げられ、平成 22 年 12 月 7 日、同会議において「少年矯正を考える有識者会議提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。提言では、①少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開、②少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開、③高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保・育成、④適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤整備の促進、⑤適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進の五つからなる具体的提言が行われた。

この提言を踏まえ、平成 24 年 3 月 6 日、①少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする「少年院法案」、②少年鑑別所の適正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うことを目的とする「少年鑑別所法案」、③少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める「少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が第 180 回国会に提出された⁵。法案はいずれも廃案となったものの、少年院法案及び少年鑑別所法案の両法案は、①再非行防止に向けた処遇の充実強化、②在院（所）者の権利義務関係等の明確化、③社会に開かれた施設運営の推進の三つを柱とするものであり、法の趣旨を実現するため、法務省では、施設運営透明化のための措置として、両法案に規定する視察委員会が設置されるまでの間、施設の処遇等に関わる部外協力者、保護司、地域住民、参観に来られた方々等から意見聴取を行うこととして施設運営の改善に努めたり、少年矯正の処遇等に関する専門家会議を開催し、各分野の専門家にプログラム策定等における監修とアドバイスを得るなどしている⁶。なお、少年院法案及び少年鑑別所法案等は、早期の再提出を目指すとともに、成立後は遅滞なく施行できるよう、法案の趣旨に沿った運用準備が進められているとのことである⁷。

4. おわりに

少年院や少年鑑別所を視察させていただいたのは、私自身、今回が初めてであったが、実際に施設に赴いて矯正行政等に携わっている職員の方々とお話させていただく機会を得、その実情をお聴きすることができて、大変、勉強になった。そして、今回、御紹介させていただいた加古川学園・播磨学園の両学園長及び神戸少年鑑別所の所長を始めとする職員の方々には、突然の視察の御依頼にもかかわらずお引き受けいただいた上、御多忙の中、懇切丁寧な概況説明と施設内見学を実施していただいた。また、今回御紹介することができなかった他の視察先である日本司法支援センター兵庫地方事務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の職員の方々についても同様である。この場をお借りして深く感謝するとともに、心から御礼申し上げたい。

【参考文献】

加古川学園・播磨学園『－日本初の「総合型少年院」－加古川学園・播磨学園』（パンフレット）

鈴木麻由美「加古川学園・播磨学園視察報告」『第一東京弁護士会会報』第 443 号（2010.2.1）32～34 頁

神戸少年鑑別所『神戸少年鑑別所』（パンフレット）

法務省矯正局『青少年の心理相談に応じます』（パンフレット）

少年矯正を考える有識者会議『少年矯正を考える有識者会議提言－社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ－』（平 22. 12. 7）

（たかぎ かずひろ）

¹ 少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設である。

法務省（http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse04.html）

² 少年鑑別所とは、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。法務省矯正局『少年鑑別所のしおり』（パンフレット）

³ 『日本経済新聞』夕刊（平 25. 9. 10）

⁴ 監獄法のうち、刑事施設の基本及び管理運営に関する事項並びに受刑者処遇に関する部分を新たに定めた「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）」が制定され、その後、未決拘禁者の処遇について定めるほか、留置施設の設置の根拠等についての規定を整備した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）」が成立し、法律の名称が、現行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改められた。

⁵ 少年院法案及び少年鑑別所法案の提出の背景、経緯、概要等の詳細は、前川直樹「少年矯正制度の更なる充実に向けて」『立法と調査』第 327 号（2012. 4）13～21 頁参照。

⁶ 名執雅子「特集／社会に開かれた少年院・少年鑑別所となるために－現状と課題－」『刑政 124 巻 4 号』（平 25. 4）23 頁参照

⁷ 名執雅子・前掲 31 頁注（2）参照